

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2022 年 8 月 30 日

株式会社 R V H

2022年8月30日

株式交換に係る事前開示事項
(会社法第794条第1項および会社法施行規則第193条に定める書面)

東京都港区赤坂八丁目5番28号
株式会社RVH
代表取締役 荻野善之

当社は、2022年8月30日付で株式会社BS ENERGY（以下「BS ENERGY」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、2022年9月20日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、BS ENERGYを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関して会社法第794条第1項および会社法施行規則第193条により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約書（会社法第794条第1項）
別紙1記載のとおりです。
2. 会社法第768条第1項第2号および第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）
別紙2記載のとおりです。
3. 会社法第768条第1項第4号および第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社に関する事項（会社法施行規則第193条第3号）
 - (1) BS ENERGYの最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙3記載のとおりです。
 - (2) BS ENERGYの成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) BS ENERGYの成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則 193 条第 5 号）

本株式交換に際して、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以上

(別紙1)

株式交換契約書
(別添のとおり)

株式交換契約書

株式会社RVH（以下「甲」という。）と株式会社BS ENERGY（以下「乙」という。）とは、2022年8月30日付けで、次のとおり合意し、本株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

1. 甲および乙は、乙を甲の完全子会社とすることを通じて、甲のグループ傘下で、乙が営む再生可能エネルギー事業およびこれに附帯する一切の事業の維持・拡大を図ることを目的として、本契約に従い、両者間で株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施し、乙の発行済株式の全部を甲に取得させる。
2. 本株式交換の株式交換完全親会社および株式交換完全子会社をそれぞれ次のとおり定める。

(1) 株式交換完全親会社：甲

（商号）：株式会社RVH

（住所）：東京都港区赤坂八丁目5番28号

(2) 株式交換完全子会社：乙

（商号）：株式会社BS ENERGY

（住所）：東京都渋谷区神南一丁目5番6号

第2条（本株式交換に際して交付する株式およびその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された乙の株主（甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式の合計数に57,150を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の株式1株につき、甲の普通株式57,150株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項に基づいて本割当対象株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第3条（甲の資本金および準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。但し、本株式交換の効力発生日に至るまでの間における事情の変更等により、甲乙協議の上、合意

によりこれを変更することができる。

- (1) 増加する資本金の額 金 0円
- (2) 増加する資本準備金の額 会社計算規則第 39 条の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3) 増加する利益準備金の額 金 0円

第 4 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022 年 9 月 20 日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、これを変更することができる。

第 5 条（株式交換契約承認株主総会）

1. 乙は、2022 年 8 月 30 日を開催日として、乙の株主総会を招集し、会社法第 783 条第 1 項に定める、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、開催日を変更することができる。
2. 甲は会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要であることが判明した場合には、甲は効力発生日（変更後のものを含む。以下同じ。）の前日までに、甲の株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第 6 条（会社財産の管理）

甲および乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行ならびに財産および負債の管理、運営を行うものとし、本株式交換にかかる手続を除き、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為は、あらかじめ甲乙協議し合意する場合に限り、これを行うことができるものとする。

第 7 条（株式交換条件の変更および本契約の解除等）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、次の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ相手方に通知し、甲乙協議のうえ、書面による合意により、本株式交換の条件その他の内容を変更し、または本契約を解除し本株式交換を中止することができる。

- (1) 天災地異その他事由により、甲または乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合

- (2) 本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合
- (3) その他本契約の目的の達成が困難となった場合

第8条（本契約の失効）

1. 本契約は、次の各号のいずれかに該当した場合は、その効力を失う。
 - (1) 甲もしくは乙の第5条に定める株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議（但し、甲については第5条第2項但書に該当する場合に限る。）がなされないとき
 - (2) 本株式交換の効力発生のために事前に必要な法令に定める関係官庁もしくは金融商品取引所等の承認の取得その他の手続が完了しないとき
 - (3) 前条の規定に従って本契約が解除され本株式交換が中止されたとき
2. 前項に定める場合、甲および乙は互いに損害金、損失、費用その他一切の負担（以下、併せて「損害等」と総称する。）に係る賠償を相手方に請求できない。但し、相手方の故意または重大な過失により損害等が発生した場合はこの限りではない。

第9条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙誠実に協議のうえ、これを定める。

第11条（合意管轄）

本契約に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本合意書締結の証として本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ、各1通ずつ保有する。

2022年8月30日

甲：

東京都港区赤坂八丁目5番28号

株式会社RVH

代表取締役 荻野 善之



乙：

東京都渋谷区神南一丁目5番6号

株式会社BS ENERGY

代表取締役 田中 篤



(別紙2)

会社法第 768 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 (会社法施行規則第 193 条第 1 号)

1. 株式交換比率の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当の内容

会社名	株式会社 R V H (株式交換完全親会社)	株式会社 BS ENERGY (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当の内容	1	57,150
株式交換により発行する新株式	普通株式 : 3,771,900 株	

(注) 1. 本株式交換に係る割当の比率 BS ENERGY 株式 1 株に対し、R V H 株式 57,150 株を割当交付いたします。

2. 1 株に満たない端数の処理 本株式交換により交付する株式に 1 株に満たない端数がある場合、当社は会社法第 234 条の規定に基づく処理を行います。

(2) 算定の基礎

当社は、本株式交換に際して交付される当社の株式の数の算定にあたって公平性・妥当性を担保するため、当社および BS ENERGY から独立した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社 (東京都千代田区) に算定を依頼いたしました。

エースターコンサルティング株式会社は、BS ENERGY の株式価値の評価において、評価対象会社の収益性および将来性を反映した評価結果が得られることから、DCF (ディスカウント・キャッシュフロー) 法を採用し、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから、市場評価方式により算定いたしました。

以上を踏まえ、エースターコンサルティング株式会社は、DCF 法を用いて BS ENERGY の株式価値総額を 422 百万円から 516 百万円と算定しており、当該株式価値算定において当社株式の 1 株当たりの算定価値を 1 とした場合の算定結果は、以下のとおりであります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	株式会社 BS ENERGY	57,148~71,788
市場株価法	DCF 法	

(3) 算定の経緯

上記 (2) の算定結果を踏まえ、当社は本株式交換の株式交換比率について検討し、BS ENERGY と交渉を行った結果、BS ENERGY 株式 1 株に対して、当社株式 57,150 株を割当てることと決定いたしました。

(4) 算定機関との関係

算定機関であるエースターコンサルティング株式会社は、当社および BS ENERGY から独立した算定機関であり、当社および BS ENERGY の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

2. 当社の資本金および準備金の額に係る定め相当性に関する事項

- (1) 増加する資本金の額 金 0円
- (2) 増加する資本準備金の額 会社計算規則第 39 条の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3) 増加する利益準備金の額 金 0円

上記資本金および準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

(別紙3)

BS ENERGY の最終事業年度に係る計算書類の内容

BS ENERGY は、2022年3月14日付にて新設された株式会社であり、設立後最初の事業年度末を迎えていないため、会社法施行規則193条第3号イの定めにより、BS ENERGY の成立の日における貸借対照表の内容を以下に記載しております。

貸借対照表

(令和4年3月14日現在)

株式会社BS ENERGY

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流 動 資 産 】	1,000	【 流 動 負 債 】	—
現金及び預金	1,000	【 固 定 負 債 】	—
【 固 定 資 産 】	—	負 債 合 計	—
(有形固定資産)	—	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	—	【 株 主 資 本 】	1,000
(投資その他の資産)	—	資 本 金	1,000
【 繰 延 資 産 】	—	純 資 産 合 計	1,000
資 産 合 計	1,000	負 債 純 資 産 合 計	1,000